

○三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱

令和元年6月3日

告示第18号

改正 令和2年2月28日告示第23号
令和3年3月31日告示第82号
令和4年3月31日告示第107号
令和5年3月27日告示第68号
令和5年3月30日告示第119号
令和6年3月28日告示第83号
令和7年6月30日告示第247号
令和8年5月18日告示第143号

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から三豊市へ移住する者に対し、予算の範囲内で三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))(以下「交付金」という。)を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) 起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型) 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件(一般)、就業に関する要件(専門人材)、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項に規定する「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号))で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができるものとする。

ア 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 本市へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

- (2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

イ 補助金の交付申請日から5年以上、三豊市に継続して居住する意思を有していること。

- (3) その他の要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号))に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。)であること。

ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び三豊市税を完納していること。

エ 補助対象者は、過去10年以内に補助対象者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、申請時から5年以上経過した後、18歳以上となったことについて県及び市が認める場合を除く。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、移住支援金と同一の趣旨又は目的を有する国又は県からの他の補助金等を受給した所属企業等からの資金提供がなされておらず、かつ、三豊市結婚新生活支援事業補助金交付要綱(令和5年三豊市告示第120号)に基づく三豊市結婚新生活支援事業補助金を受給していないこと。

カ その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

- 3 第1項に規定する「就業に関する要件(一般)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。
 - (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業していること。
 - (5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。
ア 補助対象者が、香川県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合香川県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日
 - (6) 補助対象者が、移住支援金対象法人に、補助金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- 4 第1項に規定する「就業に関する要件(専門人材)」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。
 - (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- 5 第1項に規定する「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。
- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (2) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (3) 所属先企業等が、国の地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
- 6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、本市への移住前から本市の地域の人々と関わりを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働力及び担い手の確保に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 次の各号に掲げる支給対象者となる関係人口の要件のいずれかに該当するもの
ア 三豊市に通学、通勤又は居住をしたことがある者
イ 三豊市にふるさと納税をしたことがある者
ウ 三豊市の参加する移住関連イベントに参加したことがある者
エ 多拠点で生活しており、三豊市を拠点の一つとしている者
 - (2) 次の各号に掲げる地域の労働力及び担い手確保の要件のいずれかに該当するもの
ア 農林水産業に就業する者
イ 伝統工芸の担い手として就業する者
ウ 公共交通機関の運転手として就業する者
エ 医療・福祉に就業する者
- 7 第1項に規定する「起業に関する要件」とは、補助金の交付申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。
- 8 補助対象者が、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付申請時において、同一世帯に属していること。
 - (3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付申請時において転入後1年以内であること。
 - (4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- 9 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員に係る加算額(以下「子育て世帯加算」という。)を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。
- (1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は、子育て世帯加算の対象とす

る。

(2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身世帯の場合にあつては60万円とする。

2 [前条第9項](#)に規定する子育て世帯加算は、18歳未満の者1人につき30万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付申請書([様式第1号](#))(以下「交付申請書」という。)を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、[次の各号](#)に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書又はその写し(提示により本人確認できる書類)

(2) 移住元の住民票の除票の写し等(移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地が確認でき、申請者と同一世帯であったことがわかる書類)

(3) 住民票の写し(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の転入日が確認できるもので、申請者と同一世帯であることがわかる書類)

(4) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの

(5) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名)が確認できるものに限る。)

(6) 申請者が[第3条第3項](#)又は[第4項](#)の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業先企業等の就業証明書(就業に関する要件用)([様式第2号](#))

(7) 申請者が[第3条第5項](#)のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、就業証明書(テレワークに関する要件用)([様式第3号の1](#)又は[様式第3号の2](#))

(8) 移住支援金対象者が[第3条第5項](#)のテレワークの要件を満たし、かつ、個人事業主である場合は、業務委託契約書等、申請日以降にテレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類、開業届又は確定申告書の写し及び申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

(9) 移住支援金対象者が[第3条第6項](#)の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書(関係人口に関する要件用)([様式第4号の1](#)又は[様式第4号の2](#))

(10) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等で、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた者の場合)

(11) 履歴事項全部証明書及び開業届の写し等、移住元での在勤地を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)

(12) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた法人経営者又は個人事業主の場合)

(13) 東京23区内の大学等の在学期間を確認できる卒業証明書等の書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者の場合)

(14) 申請者が[第3条第6項](#)の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定通知書の写し

(15) 香川県税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)

(16) 三豊市税に滞納がないことを証明する書類(2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯全員の滞納がないことを証明する書類)

(17) 三豊市債権者登録申出書

(18) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、[前条](#)の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定通知書([様式第5号](#))により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 [前条](#)の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに東京圏UJIターン移住支援事業補助金請求書([様式第6号](#))により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、[前条](#)の規定により交付決定者から補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者又は前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に、本市から転出した場合
 - (2) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合
 - (3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
 - (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合
- 2 市長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。
- 3 交付決定者及び補助金受給者(以下「補助金受給者等」という。)は、三豊市が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者等の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合において、転出期間は、1年以内とし、補助金受給者等は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市町村へ転出することの証明書(様式第8号)を提出しなければならない。
- 5 市長は、補助金受給者等から前3項に規定する書類の提出がない場合で、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者等の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

(返還請求)

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金受給者等に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
 - (4) 申請者が第3条第3項又第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第3号エの規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、従前の例による。

附 則(令和3年告示第82号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年告示第107号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の日以降に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年告示第68号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

附 則(令和5年告示第119号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第83号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第247号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和8年告示第143号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づいて提出された書類とみなす。

様式第1号(第5条関係)

三豊市長 様

年 月 日

東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書

三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

世帯区分	単身世帯	2人以上の世帯				
2人以上世帯の場合、同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない。)		人	左記の人数のうち、18歳未満の者の人数		人	
移住支援金の種類	就業(一般)	就業(専門人材)	テレワーク	関係人口	起業	

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1の交付申請に関する誓約事項について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2の個人情報の取扱いについて	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、三豊市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の代表者との関係について	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 三豊市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 三豊市の【支給対象者となる関係人口要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 三豊市の【地域の労働力及び担い手確保の要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5（東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への在勤履歴

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を退職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。）

6（東京 23 区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載）東京 23 区への通学履歴

期間（年月日～年月日）	通学先名称	通学先所在地

7（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先部署に行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無

三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、三豊市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1） 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - （2） 補助金の交付申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
 - （3） 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
 - （4） 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - （5） 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される三豊市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

三豊市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及び三豊市は、三豊市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及び三豊市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（就業に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
マッチングサイト掲載求人（※）の場合	勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係は、3 親等以内の親族に該当しない。 □ 香川県のマッチングサイト掲載求人 □ 他都道府県のマッチングサイト掲載求人 該当する求人番号：
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合	目的達成後に離職することが前提ではない。 □ プロフェッショナル人材事業 □ 先導的人材マッチング事業

三豊市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（※移住支援金の対象として、香川県が指定するマッチングサイトに掲載している求人又は他の都道府県が同都道府県の指定するマッチングサイトに掲載している求人をいう。）

様式第3号の1（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

※就業者用

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（テレワークに関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）によるものではない
就業形態	週 20 時間以上のテレワーク ☐ 該当する ☐ 該当しない
交付金による 資金提供	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

三豊市東京圏UJ I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2（第5条関係）

年 月 日

三豊市長 様

※個人事業主・フリーランス用

申請者

住所地

就業証明書（テレワークに関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労開始日	年 月 日			
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日		
	平日 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)	
	土曜 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)	
日祝 時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)		
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日		
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
特記事項（備考）				

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

様式第4号の1（第5条関係）

年 月 日
※就業者用

三豊市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（関係人口に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	

三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号の2（第5条関係）

年 月 日
※個人事業主用

三豊市長 様

申請者
住所地

就業証明書（関係人口に関する要件用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

就労内容	
就労先住所	
就労先電話番号	
就労開始日	
特記事項（備考）	

※別途、開業届出済証明書等を添付ください。

様式第5号(第6条関係)

第 号

年 月 日

様

三豊市長



三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金については、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 三豊市は、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の交付申請日から3年未満で本市から転出した場合 全額
 - (3) 補助金の交付申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
 - (4) 申請者が第3条第3項又は第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の交付申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額
- 2 三豊市は、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されているか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。また報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

三豊市長 様

請求者 住所
氏名
電話番号

東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金について、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		本(支)店名	
口座種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

備考 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一の者とする。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長



東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金について、補助金交付決定の全部又は一部を取り消したので、三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助事業の名称

三豊市東京圏U J I ターン移住支援事業

2 補助金受給者等氏名

3 交付決定取消の理由

4 補助金返還額

円

年 月 日

三豊市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

一時的な勤務、転勤、出向、研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

下記のとおりに相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
一時的転出先（勤務先等）の所在地及び電話番号	
転出理由 ※いづれかに✓してください	☐ 一時的な勤務先の変更 ☐ 転勤 ☐ 出向 ☐ 研修 ☐ その他（内容 ）
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください	☐ 他の市区町村に転出する期間が１年以内であること ☐ 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること

三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、三豊市の求めに応じて、香川県及び三豊市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※勤務者に対して補助金を支給した市担当課から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

一時的な転出ではないことが明らかになった場合は、勤務者に対して補助金の全額又は一部の返還を求める場合があります。